

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画等(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関するを行うとともに、<u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人(以下「NPO法人」という。)</u>等による<u>道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)</u>の規定による登録に基づいて行われる有償のボランティア輸送(以下「公共交通空白地有償運送」という。)について、法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議及び実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議及び実施する。</p> <p>(1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) <u>NPO法人等による法第79条の規定に基づく登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)の申請に関する事項。</u></p> <p>(5) <u>法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項。</u></p> <p>(6) <u>NPO法人等が実施する公共交通空白地有償運送における課題及び問題点、又は適正実施。</u></p> <p>(7) 村の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。</p> <p>(8) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(9) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(10) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画等(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関するを行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議及び実施事項)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議及び実施する。</p> <p>(1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 村の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。</p> <p>(5) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(6) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。</p>

